

資 料

ギリシャ民法典邦訳（７）

カライスコス・アントニオス

第15章 未成年者の養育

（実方の家族または後見人との関係の継続）

第1655条 実方の親、後見人または裁判所の委託により第三者が未成年者の監護を行う場合（養育親または養育家庭）において、法に別段の定めがないときは、未成年者とその実方の家族または後見人との法律関係、とりわけ親権または後見に基づく権限は、そのまま継続する。（養育親の義務）

第1656条 養育親は、未成年者の重要な利益を害するおそれがないときは、実方の親または後見人と未成年者との個人的関係および交通接見が容易にできるよう配慮しなければならない。意見の相違があったときは、裁判所が判断をする。

第1657条 養育親は、実方の親または後見人および管轄を有する社会当局に対して、未成年者の身分、生活状況および発育についての情報を定期的に提供しなければならない。

第1658条 養育親は、実方の親または後見人が明示的にその意思を表示したとき

は、当該意思に反して行動する権利を有しない。

（権限および権利）

第1659条 法または裁判所の判決によって、より多くの権限の付与を受けなかったときは、養育親は、実方の親または後見人の名およびその計算において、未成年者の現在かつ緊急の事務を管理するのに必要な権限を行使することができる。さらに、養育親は、実方の親または後見人に対し、未成年者についての判断を行う前に、自己の意見を表示する可能性を与えるよう請求する権利を有する。（実方の親または後見人の権限の剥奪）

第1660条 未成年者が養育家庭と長期に亘って同居し、その実方の親との関係が希薄となったときは、養育親は、裁判所に対して、実方の親または後見人から監護権または未成年者の財産の管理権の全部または一部を剥奪することを請求することができる。この場合においては、養育親は、未成年者の後見人となる。

第1661条 未成年者が後見に服し、か

つ、前条の要件を満たすときは、養育親は、裁判所に対して、自己を共同後見人に選任し、または自己に後見の全部を委託することを請求することができる。

(養育の終了)

第1662条 前2条の場合を除き、実方の親または後見人は、契約により養育親に未成年者の監護を委託したときは、いつでも当該委託を撤回する権利を有する。裁判所の判決によって監護の委託をした場合において、実方の親または後見人の請求があったときは、裁判所は、前2条の場合を除き、当該委託をした事由が消滅したことを確認した上で、当該委託を終了させることができる。

第1663条 裁判所は、未成年者の実方の親、後見人、他の親族もしくは検察官の請求によりまたは職権で、養育家庭がその義務に適切に応じることができないことを確認した上で、未成年者の監護の委託を終了させ、これを他の者に委託することができる。

(裁判所が考慮する事情)

第1664条 裁判所の判断は、いかなる場合においても、未成年者の利益に合致するものでなければならない。裁判所は、未成年者の成熟度に応じて、事前にその意見を聴かなければならない。裁判所は、さらに、養育親および実方の親または後見人の意見を聴き、管轄を有する社会当局の報告を考慮しなければならない。

(社会当局による監督)

第1665条 未成年者の養育の場合においては、管轄を有する社会当局は、その専門的な機関をもって、未成年者の通常の生活および発育のために必要な物的かつ精神的条件の確保を監督し、未成年者の利益のために必要となるときは適切な助言その他適当な方法によって介入し、かつ、裁判所に対して関連する報告を行うものとする。

未成年者の養育が契約によるものであるときは、実方の親または後見人および養育親は、社会当局に対して遅滞なく当該契約の通知をする義務を負う。

第16章 成年後見

(成年後見に服する者)

第1666条 次の各号に掲げる成年者は、成年後見に服するものとする。①精神的、知的または身体的障害により、自己の事務の全部または一部の管理をすることができない者。②消耗癖、薬物依存症またはアルコール依存症のために、自己、自己の配偶者、卑属または尊属を困窮のおそれのある状態におく者。

親権または成年後見に服する未成年者は、成年に達する前の年に成年後見の条件を満たすときは、これを成年後見に服させることができる。この場合において

は、成年後見は、未成年者が成年に達した時からその効力を生ずる。

第1667条 後見の開始は、本人、婚姻に基づいて同居するその配偶者、本人の親、子もしくは検察官の請求によりまたは職権で、裁判所がこれを宣告する。第1666条第2項の場合においては、当該請求は、未成年者の後見人もこれを行うことができる。

身体のみ障害のある者の場合においては、裁判所は、本人の請求によってのみ成年後見開始の宣告をすることができる。

第1668条 国家または地方の公務員、検察官、管轄を有する社会当局の機関および精神衛生施設の責任者は、その職務の行使に際して後見開始の宣告を必要とする者についての情報を得たときは、直ちにこれを裁判所に通知しなければならない。

（成年後見人となる者）

第1669条 裁判所は、成年被後見人が満18歳に達している場合において、成年被後見人の提案した者が適切であり、かつ、法に基づき成年後見人となることのできる者であるときは、成年被後見人の提案した者を成年後見人に選任する。成年被後見人が提案をせず、または成年被後見人の提案した者が適切でないときは、裁判所は、その自由な判断により、当該場合につきもっとも適切である者を選任する。この場合においては、裁判所は、特定の者を排除する成年被後見人の意思表示、成年被後見人とその親族その他の者、とりわけその親、子および配偶者との関係ならびに成年被後見人と成年後見人となる者との利益相反による危険を考慮しなければならない。

（成年後見人となることができない者）

第1670条 次の各号に掲げる者は、成年後見人となることができない。①完全な行為能力を有しない者。②第1672条により、一時的に成年後見人を付した者。③成年被後見人が治療のために入院し、または単に居住する精神衛生施設と依存関係その他の親密な関係にある者。第1項に規定する者の成年後見人への選任は、その効力を有しない。第2項および第3項については、第1596条中段および後段の規定を適用する。

（選任の不能）

第1671条 第1669条の規定に従って成年

後見人に選任するのに適切な者が見つからないときは、成年後見は、これを目的として特別に設立したものであり、かつ、そのための適切な人員および設備を有する団体または施設にこれを委託する。このような団体または施設がないときは、成年後見は、管轄を有する社会当局にこれを委託する。第1635条の規定は、この場合について準用する。

（暫定的な成年後見人）

第1672条 裁判所は、成年者を後見に服させるための手続きが開始する前または開始した後に、第1667条に規定する者の請求によりまたは職権で、いつでも暫定的な成年後見人を選任することができる。当該後見人の権限は、成年被後見人の身分または財産に対する重大な危険を回避するための全ての保全処分を含む。裁判所の判決を言い渡した時から当該判決が確定するまでの間については、暫定的な成年後見人を選任しなければならない。

第1673条 暫定的な成年後見は、裁判所の判決が確定した時に終了する。裁判所は、請求によりまたは職権で、それより前の時期においても、成年被後見人が暫定的な成年後見を必要としなくなったときは、これを終了させることができる。（社会当局の報告書）

第1674条 裁判所は、成年者に対する後見開始の判断をするときおよび成年後見人の選任をするときは、当該措置の必要性および成年後見人となる者または成年後見の委託を受ける団体または財団の適性についての、管轄を有する社会当局の報告書を考慮しなければならない。（判決の公開）

第1675条 成年後見の開始を宣告し、または暫定的な成年後見人を選任する判決

の要旨は、裁判所の事務局に保管する特別の登録簿にこれを登録しなければならない。

(成年後見開始の効果)

第1676条 成年後見の開始を宣告した裁判所は、事情により、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。①成年被後見人が全てのまたは特定の法律行為を自らすることが不能であると判断したときは、当該法律行為をする能力を剥奪すること（行為能力の全部または一部の剥奪）、②成年被後見人の法律行為の全部または一部につき、成年後見人の同意を得ることが必要である旨を定めること（行為能力の全部または一部の制限）、または③第1号および第2号の措置を併せて命ずること。この場合においては、裁判所は、請求の内容による拘束を受けないが、成年被後見人の利益のために必要となる最低限の制限を命ずるものとする。第1667条第2項の場合においては、裁判所は、当初の判決またはこれを改訂する判決をもって、請求を超える制限を命ずることができない。

第1677条 裁判所は、請求によりまたは職権で、後の判決をもって成年後見の種類および範囲を変更することができる。

第1678条 成年被後見人の行為能力の全部を剥奪するときは、判決中にその旨を明示的に述べなければならない。

法または判決に別段の定めがないときは、成年被後見人は、行為能力の剥奪を受けたときは自ら、行為能力の制限を受けたときは成年後見人の同意を得ないで、未成年後見人が裁判所の許可を得ないですることのできない行為および当該行為に関連する裁判をすることができない。

成年被後見人は、単独で無償行為を

し、債権の弁済を受け、または弁済の提供をすることができない。ただし、明示的な許可を得たときは、この限りでない。

第1527条の規定は、この場合について準用する。

第1679条 裁判所は、成年被後見人の行為能力を剥奪かつ制限するときは、判決に、成年被後見人が如何なる行為を自らすることができず、如何なる行為を成年後見人の同意を得ないですることができないのかを明示的に述べなければならない。裁判所は、成年被後見人の行為能力を制限し、かつ、成年被後見人が自らその財産を管理する権利を剥奪してこれを成年後見人に委託することができる。この場合においては、裁判所は、その財産による収入を自由に処分する成年被後見人の権利を剥奪することもできる。

(監護権)

第1680条 裁判所は、成年被後見人の監護の全部または一部を委託することができる。監護権の行使に際しては、成年後見人は、成年被後見人の状態に応じて可能であるときは、成年被後見人が自らその個人的関係を形成する可能性を確保しなければならない。

(効果の開始)

第1681条 成年後見の効果は、関連する判決を言い渡した時から開始する。ただし、成年後見人の任務は、成年後見人を選任する判決が確定した時から開始する。

(成年後見の事務)

第1682条 法に別段の定めがないときは、成年後見については、未成年後見についての規定を準用する。成年後見の監督は、3名から5名までの委員からなる会（成年後見監督会）がこれを行う。成

年後見監督会の委員は、成年後見人を選任する判決をもって、成年被後見人の親族または親友の中からこれを選任する。この場合においては、第1634条第２項の規定を準用する。暫定的な成年後見の場合においては、成年後見の監督は、簡易裁判所の裁判官がこれを行う。

第1683条 成年被後見人の行為の一部または全部が効力を有するために必要となる成年後見人の同意は、当該行為をする前に、書面でこれを得なければならない。成年後見人がその同意を与えることを拒絶したときは、成年被後見人の請求により、裁判所が判断をする。当該同意を得ないでした成年被後見人の行為は、無効とする。当該無効は、成年後見人、成年被後見人ならびにその包括承継人および特定承継人がこれを主張することができる。

（併せて考慮する事情）

第1684条 成年後見人、成年後見監督会または裁判所の全ての行為は、成年被後見人の利益を目的としなければならない、行為または判断をする前に、成年被後見人と接見をし、その意見を考慮しなければならない。

（成年後見の宣告の取消し）

第1685条 成年後見の原因が消滅したときは、裁判所は、成年後見の開始を請求することができる者の請求によりまたは

職権で、成年後見開始の審判を取り消さなければならない。

第1667条第２項の場合においては、裁判所は、成年被後見人が自ら請求をしたときに限り、その自由な裁量で成年後見開始の宣告の取消しをすることができる。

成年後見開始の宣告を取り消す判決は、第1675条の規定に従ってこれを公開しなければならない。

第1686条 成年後見人は、成年後見の状態を変更する事由となる事情を知ったときは、遅滞なく裁判所にこれを通知しなければならない。

（本人の同意を得ない入院）

第1687条 ある者の状態により、当該者の同意を得ないで精神衛生施設にこれを入院させる必要があるときは、当該入院は、特別法の規定に基づいて、裁判所の事前の許可を得てこれをしなければならない。

（自由刑に服する者に対する成年後見の開始）

第1688条 ２年以上の自由刑に服する者に対しては、裁判所の判決により、その行為能力を制限することができる。この場合においては、成年後見の開始は、刑に服する者の請求により、当該者がその請求に指定した行為に対してのみこれを宣告することができる。

第17章 他人の財産の管理

（成年者が不在の場合）

第1689条 成年者が不在であり、かつ、その居所が知れない場合において、その財産を管理する必要があるときは、裁判所は、請求によりまたは職権で、その財産について管理人を選任することができる

る。不在者の居所が知れているが、不在者が帰還してその財産を管理することができないときも、同様とする。

不在者に代理人があるときは、事情に応じてその代理権を撤回する必要がある場合に限り、管理人を選任する。

第1690条 裁判所は、不在者の特定の事務についてのみ管理人を選任することもできる。

(本人が知れず、または不確実である事務の管理)

第1691条 ある事務の帰属する者が知れず、または不確実である場合において、当該事務を管理する必要があるときは、裁判所は、請求によりまたは職権で、当該事務が帰属する者のために管理人を選任することができる。

第1692条 前条に規定する管理人は、遺産の相続が確定するまでの期間について、未だ胎児となっておらず、またはその特定が将来の事実にかかる受遺者のためにもこれを選任することができる。

(未成年後見の規定の準用)

第1693条 本章に規定する場合のその他の事項に関しては、特別の規定に別段の定めがないときは、未成年後見についての規定を準用する。この場合においては、監督は、簡易裁判所の裁判官がこれを行う。

(管理の終了)

第1694条 財産の管理は、これを必要とする事情が消滅したときは、裁判所の判決をもってこれを終了する。

特定の事務のみについての財産の管理は、当該事務を完了した時に当然に終了する。不在者の財産を管理する場合において、不在者の失踪を宣告したときも、同様とする。

第18章 準禁治産

(法2447/1996年第13条によって削除)

第5編 相続法

第1章 相続について

(意義)

第1710条 ある者が死亡したときは、その財産は全体として(遺産)、法または遺言により1人または多数の者(相続人)に移転する。

法による相続は、遺言がないとき、または遺言による相続の全部または一部が無効となったときに、これを行う。

第1711条 相続人となることができるのは、相続の時に生存する者および胎児とする。死亡後の人工授精により出生した者も、相続人となることができる。相続

は、被相続人の死亡によって開始する。(遺言の内容)

第1712条 被相続人は、単独の死因処分(遺言、終意処分)により、相続人を指定することができる。

第1713条 被相続人は、遺言をもって、相続人を指定せずに、法定相続から特定の親族または配偶者を排除することができる。ただし、遺留分についての規定に違反するときは、この限りでない。

第1714条 被相続人は、遺言をもって、ある者を相続人としてことなく、財産的

な利益を譲与することができる（遺贈）。

第1715条 被相続人は、遺言をもって、第三者に給付に対する権利を付与するこ

となく、相続人または受遺者に当該給付をする義務を負わせることができる（負担）。

第2章 遺言の作成、撤回および公開

（自らの作成）

第1716条 遺言は、自ら、法の定める形式に従ってこれを作成しなければならない。

（共同遺言）

第1717条 遺言は、多数の者が同一の行為によりこれを作成することはできない。

第1718条 第1719条から第1757条までの規定に違反して作成した遺言は、無効とする。

（遺言能力）

第1719条 次の各号に掲げる者は、遺言を作成することができない。①未成年者。②その行為能力の全部または遺言を作成する能力の剥奪を受けた者。③遺言を作成する時に、その行為を弁識する能力がなく、またはその判断能力および意思の作用を決定的に制限する精神障害もしくは知的障害にある者。行為能力の剥奪を受けた者の無能力は、行為能力の剥奪を宣告した判決についての請求があり、または職権による審判開始の記録を作成した時から、その効力を生ずる。

第1720条 遺言を作成する能力の剥奪を受けた者が、剥奪を宣告する判決が確定する前に遺言を作成し、かつ、死亡したときは、当該判決が後に確定したことは、遺言の効力に影響しない。本条前段の者が、その行為能力の剥奪の取消しについての請求または職権による審判開始の記録の作成の時より後に遺言を作成した場合において、当該請求または記録に

基づいてその行為能力の剥奪の取消しがあったときも、同様とする。

（自筆証書遺言）

第1721条 自筆証書遺言は、遺言者がその全文、日付および署名を自書しなければならない。日付は、日、月および年の判明するものでなければならない。

自筆証書遺言は、その他一切の方式を必要としない。

自筆証書遺言は、日付を誤り、または偽りの日付を付したことのみによって、無効とならない。

余白に加筆をし、または後書きを加えたときは、遺言者は、これに署名を付さなければならない。署名を付さなかったときは、当該加筆または後書きは、ないものとみなす。削除、かき消し、引掻きその他の外見上の瑕疵は、遺言を公開する裁判所がこれを確認し、その判断において、遺言の全部または一部を無効とすることができる。

（自筆証書遺言の寄託）

第1722条 遺言者は、文書の寄託についての規定に従って、遺言を保管するよう公証人にこれを寄託することができる。

（自筆証書遺言の能力）

第1723条 文書を読むことができない者は、自筆証書遺言を作成することができない。

（公正証書遺言）

第1724条 公正証書遺言は、公証人の面前で、証人3人または他の公証人および証人1人の立会いの下、遺言者がその終

意を口授することによって、第1725条から第1737条までの規定に従ってこれを作成しなければならない。

(協力することができる者)

第1725条 次の各号に掲げる者は、公証人または証人として遺言の作成に立ち会うことができない。①遺言者の配偶者または配偶者であった者。②遺言者の直系親族または3親等内の傍系血族または姻族。

第1726条 遺言によって遺産を得る者、遺言者が遺言により遺言執行者として選任した者または遺言によって遺産を得る者もしくはこれらの者と第1725条に規定するいずれかの関係にある者は、公証人または証人として遺言の作成に立ち会うことができない。

前項に規定する者が遺言の作成に立ち会ったときは、遺言のうち、遺言によって遺産を得る者または遺言執行者に関する定めのみを無効とする。

第1727条 遺言を作成する公証人と第1725条に規定するいずれかの関係にある者は、2人目の公証人または証人として遺言の作成に立ち会うことができない。

証人と2人目の公証人との間には、第1725条に規定する関係があってはならない。ただし、本項に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

第1728条 次の各号に掲げる者は、証人として遺言の作成に立ち会うことができない。①視覚または聴覚を全く有しない者。②公証人の書記または使用人。③未成年者。

契約の証人として立ち会う能力を有しない外国人は、当該無能力が継続する期間は、遺言の作成の証人としてこれを選任することができない。ただし、本項に違反したときでも、遺言は、その効力を

有する。

(遺言者または証人と面識のない公証人)

第1729条 遺言を作成する公証人は、遺言者および証人と面識がなければならない。

公証人が遺言者と面識のないことを確認したときは、証人は、遺言者の身分を証言しなければならない。

他の公証人も遺言の作成に立ち会うときは、当該公証人が遺言者と面識があれば足りるものとする。

公証人が実際には遺言者もしくは証人と面識がなく、または証人が遺言者と面識がなく、もしくはその身分を確認しなかったことの証明のみでは、遺言は、その効力を失わない。

(遺言者の意思の表示)

第1730条 遺言者は、公証人および立会いをする他の者の面前で、その終意を口授しなければならない。この場合においては、遺言者は、遺言案を朗読し、またはメモを使用することができる。

遺言の作成に立ち会う者は、作成行為の継続する間は、その場に居合わせなければならない。

遺言者または立会いをする者以外の者は、遺言の作成の場に居合わせることができない。

(証人の宣誓)

第1731条 証人は、公証人および遺言者の面前において、遺言の公開がある時までその定めを機密に保つ旨を宣誓しなければならない。ただし、本条に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。(公正証書遺言に関する記録)

第1732条 公正証書遺言については、次の各号に掲げる事項を含む記録を作成しなければならない。①遺言を作成した年月日および場所。②遺言者の身分につい

て疑義がない程度の、遺言者の身分の特定。③公証人その他立会いをする者の氏名ならびに公証人の事務所の場所およびその他立会いをする者の職業および住所。ただし、本号後段に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。④遺言者が口授した終意の筆記および第1730条に規定する事項を遵守した旨の記載。

前項の記録は、第1729条および1730条の規定を遵守した旨を記載したものでなければならない。ただし、本項に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

（記録の読聞かせおよび署名）

第1733条 前条の記録は、遺言の作成に立ち会う者にも聞こえるようにこれを遺言者に読み聞かせ、その旨を記録に記載しなければならない。

記録は、遺言者および立会いをした者がこれに署名しなければならない。複数の頁からなる記録は、各頁末にこれに署名しなければならない。遺言者が署名することができない旨を申述したときは、記録にその旨を附記して、署名に代えることができる。

（その他の形式）

第1734条 公正証書に関する一般規定は、別段の定めがないときは、公正証書についても適用する。

（耳が聞こえない遺言者）

第1735条 遺言者が、耳が聞こえない旨を申述したときは、遺言者に記録を渡してその内容を確認させ、かつ、記録にその旨を附記しなければならない。

第1736条 遺言者が、耳が聞こえず、かつ、文書を読むことができない旨を申述したときは、遺言は、証人5人または公証人2人および証人3人の立会いをもってこれを作成しなければならない。

（ギリシャ語が分からない遺言者）

第1737条 公証人が、遺言者がギリシャ語の分からない者である旨の確信を持ち、または遺言者がギリシャの分からない旨を申述したときは、通訳を選任しなければならない。証人に関する第1725条から第1728条までの規定は、通訳について準用する。

通訳は、遺言者の意思を忠実に訳す旨の宣誓をし、遺言への署名がある前に、他の者に聞こえるように遺言者が使用する言語に記録を通訳しなければならない。

通訳は、遺言者がこれを選任し、遺言の公開がある時まで、その定めを機密に保つ旨を宣誓しなければならない。ただし、本項に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

記録は、第1732条および第1733条に規定する事項のほか、通訳の氏名ならびに本条第1項および第2項に規定する事項を遵守した旨をこれに附記し、通訳もこれに署名をしなければならない。また、本条第3項の規定を遵守した旨も附記しなければならないが、これに違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

（機密証書遺言）

第1738条 機密証書によって遺言をするには、遺言者が証人3人または公証人2人および証人1人の立会いをもって書面を公証人に提出して、自己の終意である旨を申述しなければならない。

第1739条 公証人その他立会いをする者に関する第1725条から第1729条までの規定は、機密証書遺言についても適用する。

（提出する書面）

第1740条 遺言者または他の者が筆記した遺言者が提出する書面は、遺言者が署

名したものでなければならない。ただし、第1744条の場合においては、この限りでない。他の者が書面の全部または一部を筆記したときは、遺言者は、その各頁に署名をしなければならない。

第1721条第4項の規定は、この場合についても適用する。

(押印)

第1741条 提出する書面またはその封紙に、封印を裂開または破損しないで開封することのできないように印章による封印をしなかったときは、遺言者および立会いをする者の面前で印章をもってそのようにこれに封印をしなければならない。

(書面への附記)

第1742条 公証人は、前条に従って印章をもって封印をした書面またはその封紙に、遺言者の氏名および提出のあった日付を附記し、遺言者および立会いをする者は、当該附記に署名をしなければならない。遺言者が署名をすることのできない旨を申述したときは、記録にその旨を附記して、署名に代えることができる。

第1730条第2項の規定は、この場合についても適用する。

(機密証書遺言に関する記録)

第1743条 機密証書遺言の作成については、記録を作成しなければならない。

第1732条第1項第1号、第2号、第3号、第1733条、第1734条および第1735条の規定は、前項の記録について準用する。前項の記録には、第1730条第2項、第1738条、第1741条および第1742条の規定を遵守した旨を記載しなければならない。

公証人は、遺言者が提出した書面またはその封紙に本条の記録の番号を記載し、これに記録を添付しなければならない。

い。ただし、本項に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

(署名をすることができない遺言者)

第1744条 遺言者が、文書を読むことはできるが、署名をすることはできない旨またはその終意を含む書面に署名をすることができない旨を申述したときは、公証人および立会いをする者の面前で、書面を読んだ旨および署名をすることのできない事由を申述しなければならない。公証人は、記録にその旨を附記しなければならない。

(口がきけない遺言者または聾啞者である遺言者)

第1745条 口がきけない者もしくは聾啞者であると公証人が確信し、またはその他の事由により口をきくことのできない者も、機密証書遺言を作成することができる。この場合においては、提出する書面またはその封紙に、当該書面がその遺言である旨を自筆しなければならない。他の者が書面を筆記したときは、遺言者がこれを読んだ旨も自筆しなければならない。

前項の記載は、遺言者が公証人および立会いをする者の面前でこれを自筆し、記録にその旨を附記しなければならない。

(ギリシャ語がわからない遺言者)

第1746条 公証人が、遺言者がギリシャ語の分からない者である旨の確信を持ち、または遺言者がギリシャ語の分からない旨を申述したときは、第1737条の規定を準用する。

(自筆証書遺言としての効力を有する機密証書遺言)

第1747条 効力を有しない機密証書遺言は、自筆証書遺言の要件を満たすときは、自筆証書遺言としての効力を有す

る。

（機密証書遺言の能力を有しない者）

第1748条 文書を読むことができない者は、機密証書遺言を作成することができない。

（在船者の遺言）

第1749条 航海中にギリシャの船舶に在る者は、口授によって遺言を作成することができる。当該口授は、軍事船舶の場合においては経済部の担当者の面前で、または当該者に支障があるときは、船長もしくは船長を代替する者の面前でこれを行わなければならない。それ以外の場合においては、船長の面前で、または船長がなく、もしくは船長に支障があるときは、これを代替する者の面前でこれを行わなければならない。

第1750条 軍事船舶の場合において、経済部の担当者が前条の要件の下で遺言をするときは、船長または船長を代替する者の面前でこれを行うことができる。経済部の担当者がなく、または担当者に支障があるときは、船長の遺言は、その次順位の地位に在る者の面前でこれを行うことができる。商業船舶の場合において、船長が前条の要件の下で遺言をするときは、その次順位の地位に在る者の面前でこれを行うことができる。

第1751条 航海中の遺言の作成は、証人2人の立会いをもってこれを行わなければならない。遺言の作成は、書面によるものでなければならない。当該書面には、本来遺言を作成すべきである者に支障がある場合にはその旨を附記しなければならない。ただし、当該附記をしなかったときでも、遺言は、その効力を有する。証人のうち、少なくとも1人は署名をしなければならない。他の1人が無知その他の支障により署名をすることができな

いときは、その旨およびその事由を附記しなければならない。その他の事項については、第1725条から第1737条の規定を準用する。

第1752条 航海中の遺言についての規定は、船舶が、公証人の在るギリシャの港に在る場合には、適用しない。ただし、遺言者が船舶を出ることができず、かつ、遺言を作成する者がその旨を遺言中に記載したときは、この限りでない。

（軍事遠征における遺言）

第1753条 軍人その他軍事刑事法の規定により軍事遠征中に軍事裁判所の管轄に属する者は、軍事遠征、隔離、包囲攻撃または捕虜の状態にあるときは、将校2人または将校1人および証人2人の立会いをもってその終意を口授することができる。負傷者または病者の場合においては、国家の認証を得て運営する病院の院長をもって、遺言を作成する将校に代えることができる。

第1725条から第1728条までの規定は、遺言の作成に立ち会う者について準用する。

第1754条 前条に基づく遺言の作成については、記録を作成しなければならない。当該記録は、その作成の日付をこれに記載し、立ち会う者に聞こえるようにこれを遺言者に読み聞かせ、記録にその旨を記載しなければならない。当該記録は、遺言者、遺言を作成する者および立会いをするそれ以外の者がこれに署名しなければならない。遺言者が署名することができない旨を申述したときは、記録にその旨を附記して、署名に代えることができる。証人のうち、少なくとも1人は署名をしなければならない。他の1人が無知その他の支障により署名をすることができないときは、その旨およびその

事由を附記して、署名に変えることができる。

軍事遠征における遺言については、これ以外の一切の形式を要しない。

第1755条 軍事遠征中の軍事船舶に在る者は、軍事遠征における遺言についての規定によって遺言を作成することもできる。

(船舶の将校に関する定め)

第1756条 遺言者の親族または姻族でない船舶の将校についての遺言の定めは、遺言が航海中に作成したものであるときは、その効力を有しない。

同様の状況の下で作成した、自筆証書遺言のそのような定めについても、同様とする。

(隔離者の遺言)

第1757条 伝染病その他の緊急の事態により、通常形式に従って公正証書遺言または機密証書遺言を作成することができない隔離の状態に在る者は、公証人、簡易裁判所の裁判官、市長、市議会議員、村長、警察官または病院、検疫所もしくは衛生機関の長の面前で遺言を作成することができる。この場合においては、航海における遺言についての規定を遵守しなければならない。

本条の遺言の場合においては、女性および満16歳以上の未成年者も、証人として立ち会うことができる。

(緊急遺言の効力)

第1758条 第1749条から第1757条までの規定に従って作成した遺言（緊急遺言）は、その作成の事由となった状況が終了した時から3箇月を経過した場合において、遺言者が生存するときは、これを作成しなかったものとみなす。

遺言者が通常形式に従って公正証書遺言または機密証書遺言を作成すること

ができる状態にないときは、前項の期限の進行は開始せず、既に開始した場合には、中断する。

第1759条 緊急遺言の場合において、前条の期限を経過する前に遺言者が再び同様の状況の下に在るときは、期限の進行を中断し、当該状況が終了した場合には、中断した期限は、新たにその進行を始める。

第1760条 緊急遺言を作成する者は、当該遺言の効力が3箇月である旨を遺言者に知らせ、記録にその旨を記載しなければならない。ただし、本条に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

(緊急遺言の提出)

第1761条 緊急遺言を作成した者は、ギリシャ国内の公証人または海外のギリシャ領事館にこれを提出しなければならない。

遺言を提出する者は、公証人または領事館に、遺言者の生死およびその最後の住所または居所に関する全ての情報を通知しなければならない。この場合においては、提出記録にその旨を附記しなければならない。

遺言の提出については、遺言の提出を受けた者および遺言を提出した者が署名する書面をもって、その記録とする。遺言を受け取った公証人または領事館は、当該記録の複写を遅滞なく法務省に送付する義務を負う。

提出のあった遺言は、公証人または領事館がこれを保管し、遺言者が死亡した後これを公開しなければならない。

ただし、本条の規定に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

第1762条 軍事遠征、隔離、包囲攻撃または捕虜の状態に在りながら遺言を作成した者は、遅滞なくその作成の事実を直

轄の上位の軍事当局に通知しなければならない。

航海における遺言の作成については、船舶の日記にその旨を記載しなければならない。

ただし、本条の規定に違反したときでも、遺言は、その効力を有する。

（遺言の撤回）

第1763条 遺言は、次の各号に掲げる方法によりこれを撤回することができる。

①後の遺言における記載。後の遺言を撤回したときは、前の遺言は、その撤回がなかったのと同様の効力を有する。②証人３人の立会いをもって、公正証書のその他の形式に従って公証人の面前で申述。当該申述を同様の方法で撤回したときは、遺言は、その撤回がなかったのと同様の効力を有する。

第1764条 後の遺言は、前の遺言と抵触する部分についてのみ、前の遺言を撤回したものとする。

後の遺言を撤回したときは、前の遺言は、その撤回がなかったのと同様の効力を有する。

（自筆証書遺言の撤回）

第1765条 自筆証書遺言は、遺言者が撤回の意思をもってその証書を破壊し、または、通常は書面による意思表示を撤回する意思を表す変更をこれに加えることにより、これを撤回することができる。

遺言者が遺言の証書を破壊し、またはこれに前項の変更を加えたときは、遺言を撤回する意思があったものと推定する。

（機密証書遺言の撤回）

第1766条 機密証書は、遺言者の終意を含み、かつ、公証人に提出して捺印した証書を遺言者が受け戻したときは、これを撤回したものとする。本項の規定

は、当該証書が自筆証書遺言としての効力を有するときについても適用する。

遺言者は、いつでも証書を受け戻すことができる。この場合における証書の引渡しは、遺言者に対してのみこれを行うことができる。引渡しについては、機密証書遺言の作成に関する記録の下に、一般規定に従って記録を作成しなければならない。

第1767条 保管のために公証人に提出した自筆証書遺言は、前条に規定する方法によりこれを受け戻すことができる。ただし、自筆証書遺言の受け戻しは、その撤回とみなさない。

（撤回に関するその他の条件）

第1768条 第1716条から第1720条までの規定は、遺言の撤回について準用する。

（遺言の公開）

第1769条 遺言を保管する公証人は、遺言者の死亡の事実を知ったときは遅滞なく、公正証書遺言については地方裁判所の書記官にその複写を送付し、機密証書遺言または緊急遺言については地方裁判所の公開期日において自らその原本を提出しなければならない。この場合においては、公証人の事務所が属する地方裁判所が管轄を有する。ただし、公証人の事務所が、地方裁判所の管轄外にある簡易裁判所に属するものであるときは、公証人は、簡易裁判所の裁判官に遺言を提出することができる。

前項の方法により提出した機密証書遺言または緊急遺言は、前項の期日においてこれを公開する。ただし、第1770条第２項の場合においては、この限りでない。地方裁判所の書記官に送付した公正証書遺言は、もっとも近い期日においてこれを公開する。

（機密証書遺言についての特則）

第1770条 機密証書遺言は、これを公開するためにその封印を外す前に、裁判所が公証人の立会いをもってその検認をし、封印を損なっていない旨を確認する。利害関係を有する者は、封印を損なっていない旨の確認に立ち会うことができ、請求をした上でその検認をすることができる。

裁判所は、封印の取外しにおいて、請求によりまたは職権で、請求をした者または裁判所の書記官の手配で遺言の作成に立ち会った証人を召喚して、これに尋問をすることができる。

(公開の記録)

第1771条 遺言の公開については記録を作成し、遺言の全文および第1721条第4項に規定する外見上の瑕疵の存否を記載しなければならない。機密証書遺言または緊急遺言の場合においては、裁判長または簡易裁判所の裁判官がその原本および封紙に「認証済み」の文言、日付および署名を付した後に、これを裁判所の記録保管所に保管する。簡易裁判所の裁判官が公開をするときは、その書記官は、管轄を有する裁判所に関連する記録の複写を直ちに送付する。

第1772条 遺言者の最後の住所または居所が遺言を公開した地方裁判所または簡易裁判所に属するときは、裁判所の書記官は、遺言者の最後の住所または居所の地方裁判所の検察官に公開の記録の複写を送付する。当該記録は、当該地方裁判所の記録保管所にこれを保管し、その旨の証書を作成し、記録を受け取った裁判所の検察官および書記官がこれに署名する。

遺言の公開については、全ての場合において、ギリシャの首都の地方裁判所の書記官にも同様の複写を送付しなければ

ならない。

(領事館による公開)

第1773条 遺言を保管する領事館は、遺言者の死亡の事実を知ったときは、領事館が属する領事裁判所の合議体があるときは、第1769条から第1771条までの規定に従って当該裁判所の公開期日において遺言を公開し、それ以外の場合においては、証人2人または領事館に書記官があるときは証人2人および当該書記官の立会いをもって領事館において遺言を公開し、遺言の全文を記載した記録を作成しなければならない。当該記録は、領事館の責任者、書記官および証人がこれに署名する。自筆証書遺言、機密証書遺言または緊急遺言の場合においては、第1771条に従って領事館の責任者がその原本および封紙の認証をした後に、これを記録に添付し、記録保管所に保管する。

前項の記録は、その複写を2部作成し、領事館が法務省にこれを送付しなければならない。法務省は、そのうちの1部を遺言者の最後の住所または居所が属する地方裁判所の検察官に送付し、第1772条に従って当該地方裁判所の記録保管所にこれを保管する。残りの1部は、ギリシャの首都の地方裁判所の書記官にこれを送付する。

(自筆証書遺言の公開)

第1774条 自筆証書遺言を保管する者は、遺言者の死亡の事実を知ったときは、遺言者の最後の住所もしくは居所または自己の居所が属する地方裁判所に、公開をするために遅滞なくこれを提出しなければならない。この場合においては、公開は、第1771条に従ってこれをする。第1772条の規定は、この場合について適用する。

第1775条 自筆証書遺言を保管する者が

海外に居住するときは、領事館の担当者
に、公開するためにこれを提出するこ
とができる。この場合においては、第
1773条の規定を適用する。

公開をするために遺言を領事館の担当
者に提出したことについては、記録を作
成し、遺言を受け取った者および遺言を
提出した者がこれに署名しなければなら
ない。

（主たる遺言としての宣告）

第1776条 裁判所の面前で自筆証書遺言
を公開することを求める者は、その公開
に際して、証人３人を召喚し、遺言者の
筆記および署名が真正なものであること
について宣誓証言をさせることができ
る。裁判所は、証人の証言を聴いた上
で、自筆証書遺言を公開するときにこれ
を主たるものとして宣告することができる。

第1777条 公開し、かつ、主たるもので
あると宣告した遺言は、その公開の時か

ら５年以内に、当該遺言から権利を取得
する者または当該遺言の存在が利益を害
する者がその真正であることを裁判にお
いて争わなかったときは、真正なもので
あると推定する。

（公開の記録簿）

第1778条 地方裁判所の書記官および領
事館は、公開した遺言の記録簿を保管
し、ギリシャの首都の地方裁判所の書記
官は、当該地方裁判所で公開した遺言な
らびにそれ以外の地方裁判所および領事
館で公開した遺言の記録簿を保管する。

第1779条 第1769条から第1778条までの
規定に違反したときでも、遺言は、その
効力を有する。

（公開の費用）

第1780条 第1769条から第1778条までに
規定する記録その他の書面および複写の
費用は、国庫がこれを前払いし、遺産か
らその償還を受ける。

第３章 遺言の内容

（未特定の者に関する定め）

第1781条 遺言の定めが対象とする者の
特定が十分でないために、当該者を特定
することが不能であるときは、遺言の当
該定めは、その効力を有しない。

（強迫または悪意による定め）

第1782条 違法なまたは善良の風俗に反
する強迫による遺言の定めは、これを取
り消すことができる。

詐欺がなければ、遺言者がしなかった
定めも、これを取り消すことができる。
（錯誤による定め）

第1783条 遺言の定めは、遺言によって
財産を得させた者または対象とな
るものについて遺言者が錯誤にあったと

きは、これを取り消すことができる。遺
言の定めは、人またはものの名称または
描写に誤りがあるときでも、その効力を
有する。

第1784条 遺言の中に記載した過去、現
在または将来の事由による錯誤の結果で
あり、かつ、当該事由がなければ遺言者
がしなかった定めは、これを取り消すこ
とができる。

（配偶者のための定め）

第1785条 被相続人の遺言にその配偶者
のための定めがある場合において、疑い
があるときは、被相続人とその配偶者と
の婚姻が無効であり、遺言者の生存中に
婚姻を解消し、または遺言者が、正当な

離婚の事由に基づいてその配偶者に対する離婚訴訟を提起したものであるときは、当該定めは、これを取り消すことができる。

(遺留分権利者の排除)

第1786条 遺言者が、その死亡時に生存する遺留分権利者の存在を遺言を作成した時に知らなかった場合、または遺言を作成した後に出生し、もしくは遺留分の権利を取得した遺留分権利者がある場合において、当該遺留分権利者をその遺言から排除したときは、遺言は、これを取り消すことができる。遺言者が、その死亡時に存在し、またはその後に生じた実際の状況を知ったときでも、同様の遺言を作成したことの証明があったときは、遺言を取り消すことができない。

(取消権者)

第1787条 第1782条から第1785条までの場合において遺言の定め取消しを請求することができるのは、その取消しによって直接利益を受ける者のみである。前条の場合において取消しを請求することができるのは、遺言者が排除した遺留分権利者のみである。第145条の規定は、遺言の定め取消しについて適用しない。

(消滅時効)

第1788条 終意処分の定めを取り消す権利は、遺言を公開した時から2年を経過したときは、消滅する。

(他人の意見に依拠する定め)

第1789条 遺言者は、終意処分の定め効力を、他人の意見にかからせることができない。また、遺言によって財産を受ける者または相続させる物の特定を他人に委託することができない。

(「親族」等のための定め)

第1790条 遺言者が特定をすることなく

その遺言にその「法定相続人」、「法による相続人」または「親族」を記載した場合において、疑いがあるときは、遺言者の死亡の時に法定相続人となるべき者が、その相続分に応じて財産を得るものとみなす。

(卑属のための定め)

第1791条 遺言者がその遺言にその卑属について記載した場合において、疑いがあるときは、卑属が相続をすることができなかった場合に法定相続人となるその卑属がこれに代襲する。

(困窮者のための定め)

第1792条 遺言者が特定をすることなく困窮者に相続させたものは、疑いがあるときは、遺言者の最後の住所または居所があった市または町村の救貧院にこれを相続させたものとみなす。救貧院がないときは、当該市または町村にある他の慈善施設がこれを相続する。そのような慈善施設もないときは、当該市または町村がこれを相続し、困窮者のために消費する。

(遺産を得る者についての疑い)

第1793条 遺言者による、遺産を得る者の特定が複数の者に合致する場合において、そのうちのいずれを意図したのか確認することができないときは、全ての者に等しい割合で財産を得させたものとみなす。

(理解不能な条件)

第1794条 終意処分の定めにある理解不能な条件は、これを記載しなかったものとみなす。

(未婚の条件)

第1795条 終意処分の定めにある、未婚の条件は、これを記載しなかったものとみなす。ただし、夫婦の一方から他の一方に対する死亡後の未婚の条件は、その

効力を有する。

（誘惑的な定め）

第1796条 遺言者がその終意処分に、その相続人または受遺者がその遺言において自己を相続人とする代わりに財産を取得させる旨を定めたときは、当該定めは、その効力を生じない。

（停止条件）

第1797条 停止条件にかかる遺言の定めは、疑いがあるときは、当該定めによって遺産を得る者が条件の成就した時に生存する場合に限り、その効力を有する。

（不作為を課す条件）

第1798条 遺言者がその終意処分に、ある者が不特定の期間内にある行為をせず、またはある行為をし続けることを条件に当該者に財産を得させる旨を定めた場合において、疑いがあるときは、当該定めは反対の内容の解除条件を含むものとみなす。

（成就したものとみなす条件）

第1799条 遺産を得る者にかかる条件が成就するために第三者の協同が必要である場合において、第三者がその協同を拒絶したときは、疑いがある場合には、当該条件は、成就したものとみなす。

（財産を得るものの身分）

第1800条 遺言者がある者にその財産の全部またはその一定の割合を取得させたときは、当該者は、相続人である旨の記載がないときでも、相続人であるものとみなす。

ある者に特定のもののみを取得させた場合において、疑いがあるときは、当該者は、受遺者である旨の記載がないときでも、受遺者であるものとみなす。

（遺産の一部についての指定）

第1801条 遺言者が遺産の一定の割合についてのみ相続人を指定したときは、残

りの部分については、法定相続があるものとする。

複数の相続人を指定した場合において、各相続人が遺産の一定の割合を取得し、当該割合の合計が遺産の合計に満たないときは、同様とする。

第1802条 遺言者の意思が、遺産を得るものと指定した者のみを相続人とする旨である場合において、当該者の取得する遺産の割合の合計が遺産の合計に満たないときは、各割合をこれに応じて増加する。

（遺産を超える指定）

第1803条 遺言者が、複数の者のそれぞれに遺産の一定の割合を取得させた場合において、当該割合の合計が遺産の合計を超えるときは、各割合をこれに応じて減少する。

（未特定の指定）

第1804条 複数の相続人を指定した場合において、各相続人の割合を指定しなかったときは、全ての割合が相等しいものとみなす。ただし、第1790条および第1791条の場合においては、この限りでない。

（相続人の一部について割合を指定した場合）

第1805条 複数の相続人を指定した場合において、その一部について相続割合を指定し、その一部について相続割合を指定しなかったときは、割合の指定のない者は、割合の指定のある者の相続分を控除した残額を相続するものとする。

割合の指定のある者の相続分の合計が遺産の合計に達したときは、割合の指定のない者が、割合の指定のある者のうちもっとも割合の小さい者と等しい相続分を得ることができるよう、割合の指定のある者の相続割合を減少する。

(共通の相続分)

第1806条 遺産を得る複数の者のうちの数人に遺産の同一の部分を取得させるとき(共通の相続分)は、当該共通の相続分については、第1802条から第1805条までの規定を準用する。

(増額)

第1807条 法定相続を排除する形で数人の者に遺産を取得させる場合において、その1人が相続開始の前または後に相続をすることができなくなったときは、当該者の相続分は、他の者がその相続分の割合に応じてこれを取得する。

遺産を取得する者のうち、多数の者が共通の相続分を取得するときは、前項の増額においては、当該多数の者を優先する。

遺言をもって遺産の一部のみについて定めた場合において、残りの部分について法定相続をするときは、遺産を取得する者が共通の相続分を得る場合に限り、増額をする。

遺言者は、本条の増額を排除することができる。

第1808条 増額により得た相続分は、これを取得し、または取得しなかった者に課した遺贈または負担および特別受益に

ついては、個別の相続分であるものとみなす。

(通常代襲)

第1809条 遺言者は、遺産を得る者が相続の前または後に相続をすることができなくなった場合について、代襲相続人を指定することができる。

第1810条 代襲相続人は、疑いがあるときは、第1次的に遺産を得るべき者が相続人となることができず、または相続人となることを拒絶した場合についてこれを指定したものとみなす。

(共同代襲)

第1811条 遺産を取得する者が互いに代襲し、または1人を残りの者が代襲する場合において、疑いがあるときは、各自の相続分に応じて代襲をするものとみなす。

遺産を取得する者が互いに代襲する場合において、そのうちの数人が共通の相続分を得る旨を指定したときは、疑いがある場合には、当該相続分については、指定した者がそれ以外の者に優先する。(代襲相続および増額)

第1812条 代襲相続についての権利は、増額についての権利に優先する。

第4章 法定相続

(第1順位群)

第1813条 第1順位群の相続人は、被相続人の卑属とする。卑属のうちのもっとも親等の近い者は、同一の系統のより親等の遠い者を排除する。

相続が開始する時に卑属が生存しない場合には、当該卑属を通じて被相続人と親族関係にある卑属がこれに代襲する(系統による相続)。

子は、相等しい割合で相続をする。

(第2順位群)

第1814条 第2順位群の相続人は、被相続人の親、兄弟姉妹ならびに被相続人より前に死亡したその兄弟姉妹の子および孫とする。親および兄弟姉妹は、相等しい割合で相続をし、被相続人より前に死亡したその兄弟姉妹の子または孫は、系統により相続をする。被相続人より前に

死亡した兄弟姉妹の子は、同一の系統の孫を排除する。

（父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹）

第1815条 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、親もしくは父母の双方を同じくする兄弟姉妹またはその子もしくは孫と同順位群にあるときは、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。被相続人より前に死亡した父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の子および孫の相続分についても、同様とする。

（第3順位群）

第1816条 第3順位群の相続人は、被相続人の祖父母ならびに祖父母の子および孫とする。

相続が開始する時に双方の系統の祖父母が生存する場合には、祖父母のみが相等しい割合で相続をする。相続が開始する時に父方の系統または母方の系統の祖父または祖母が生存しない場合には、死亡した祖父母の子および孫がこれを代襲して相続人となる。子および孫がないときは、死亡した者の相続分は、同一の系統の祖父または祖母がこれを取得し、同一の系統の祖父または祖母がないときは、その子および孫がこれを取得する。相続が開始する時に父方または母方の祖父母が生存せず、かつ、その子および孫がないときは、他の一方の系統の祖父もしくは祖母またはその子および孫が相続をする。

子は、相等しい割合で相続をし、同一の系統の孫を排除する。孫は、系統により相続をする。

（第4順位群）

第1817条 第4順位群の相続人は、被相続人の曾祖父および曾祖母とする。

相続が開始する時に生存する曾祖父お

よび曾祖母は、その系統を問わず、相等しい割合で相続をする。

（多数の系統による権利）

第1818条 系統による相続の場合において、多数の系統に属する者は、各系統による相続分を取得する。この場合においては、各相続分は、個別の相続分であるものとみなす。

（順位群の順位）

第1819条 相続人となる前順位群の親族があるときは、後順位の親族は、相続人とならない。

（生存する配偶者）

第1820条 生存する配偶者は、第1順位群の相続人があるときは遺産の4分の1を、第2順位群以下の相続人があるときは遺産の半分を相続する。配偶者は、さらに、いずれの順位群の相続人とともに相続をするときでも、自身が単独でまたは死亡した被相続人とともに使用した家具、容器、衣類その他の家庭用品を先取分として取得する。ただし、死亡した配偶者の子があるときは、公平上の特別の事由によるその必要も考慮する。

（第5順位群）

第1821条 第1順位群、第2順位群、第3順位群および第4順位群の親族がないときは、生存する配偶者は、遺産の全部について法定相続人となる。

（配偶者の排斥）

第1822条 被相続人が離婚の相当な事由に基づき、その配偶者に対して離婚訴訟を提起したときは、生存する配偶者は、相続権および先取分についての権利を有しない。

（増額）

第1823条 相続が開始する前または開始した後に法定相続人が相続をすることができなくなり、これにより他の法定相続

人の相続分が増加したときは、当該増加のあった部分は、相続分が増し、または相続をすることのできなくなった相続人に課した遺贈または負担および特別受益については、個別の相続分であるものとみなす。

(第 6 順位群)

第1824条 相続が開始するときに法の定めにより相続人となるべき親族および被相続人の配偶者がいないときは、国庫が法定相続人となる。

第 5 章 遺留分

(割合)

第1825条 推定相続人である被相続人の卑属および親ならびに配偶者は、遺産に対して遺留分の権利を有する。遺留分は、法定相続分の半分とする。

遺留分権利者は、遺留分の割合については、相続人となる。

(遺留分に関する代襲または増額)

第1826条 遺留分権利者がその遺留分についての権利の全部または一部について排除を受け、放棄をし、または欠格したときは、その遺留分についての権利は、法定相続の順位に従い代襲する遺留分権利者がこれを取得する。

(遺留分の補充)

第1827条 遺留分権利者が得た遺産がその遺留分より少ないときは、その遺留分についての権利は、不足する部分についてなお存在する。

(遺留分権利者に対する遺贈)

第1828条 遺留分権利者は、遺贈を受けたときは、これを放棄してその遺留分の全部についての権利を行使することができる。遺贈を放棄しなかったときは、不足する部分に関して遺留分についての権利を行使することができる。

遺贈をすべき者は、遺留分権利者に対して、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈を放棄するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合

において、遺留分権利者がその期間内に確答をしなかったときは、遺贈を放棄する権利を喪失する。

(遺留分の制限)

第1829条 遺言により遺留分権利者に課した制限は、遺留分の負担となる部分については、存在しないものとみなす。

(相続分の特定)

第1830条 遺留分の算定の基準となる法定相続分の特定においては、遺言によって排除を受け、相続を放棄し、または欠格した者も算入する。

(遺産の特定)

第1831条 遺産は、被相続人が死亡した時の遺産の状況および価額を基に、被相続人の葬儀費および遺産目録の作成費を控除してこれを計算する。

遺産には、遺言者が生前に、贈与その他の方法で遺留分権利者に無償で譲り渡したものおよび死亡時より前の10年の間に行った贈与を、当時の価額で算入する。ただし、特別の道徳的義務または礼儀にかなった贈与については、この限りでない。

親の遺留分の算定においては、生存する配偶者が第1820条第2項に従って取得する先取分を算入しない。

(遺産の算定)

第1832条 遺産の価額は、必要があるときは、評価によりこれを特定する。被相

続人は、評価をする義務を負わない。

停止条件付きである遺産中の権利および義務は、評価の際にこれを算入せず、解除条件付の権利および義務は、条件のないものとしてこれを算入する。条件が成就したときは、当該状況の変更に応じた計算を行う。

不確定な債務または債務者が履行をすることが不確実な債務および遺産中の疑いのある義務については、停止条件付きのものの場合と同様とする。

（遺留分への算入）

第1833条 遺留分権利者に対する供与が第1831条に従って遺産に算入すべきものであるときは、遺留分は、当該供与の当時の価額を算入する。ただし、被相続人が供与をする時に別段の定めをしたときは、この限りでない。

前項の算入は、供与を受けた卑属に代襲して他の卑属が遺留分権利者となるときも、これを行う。

（特別受益がある場合の算入）

第1834条 多数の卑属がある場合において、法定相続に特別受益が存するときは、各卑属の遺留分は、その法定相続分を基に、当該特別受益を算入して計算する。遺言者は、第1895条の供与につき、遺留分権利者を害する形で本条の計算方法を排除することができない。

前項に従って考慮すべき供与は、第1822条により遺留分に算入するものであるときは、その価額の2分の1についてのみこれを算入する。

（贈与の減殺請求）

第1835条 第1831条により遺産に算入すべき被相続人の生前の贈与は、被相続人が死亡した時に存する遺産が遺留分の額を満たさないときは、これを減殺の請求の対象とすることができる。

連続して贈与をしたときは、後の贈与の減殺で足りない場合に限り、その前の贈与の減殺の請求をすることができる。

第1836条 減殺請求の訴えは、遺留分権利者またはその承継人が受贈者またはその相続人に対してのみ、遺留分の額に達しない部分について贈与を減殺するためにこれを提起することができる。受贈者は、減殺を受けるべき限度において、贈与の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

前項の訴えは、被相続人が死亡した時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

第1837条 受贈者またはその相続人は、贈与の減殺を受けた限度において、被相続人が死亡した日以後の果実を返還しなければならない。

第1838条 受贈者が遺留分権利者であるときは、贈与の減殺は、遺留分を超えて受けた部分についてのみこれを受ける。（廃除）

第1839条 遺言者は、法に定める特定の事由により、遺留分権利者からその遺留分を剥奪することができる（廃除）。廃除は、終意処分によりこれを行う。

（尊属のための事由）

第1840条 遺言者は、次の各号に掲げる事由が存する場合には、卑属を廃除することができる。①卑属が遺言者または遺言者の配偶者もしくは他の卑属を死亡するに至らしめようとしたとき。②卑属が故意に遺言者または卑属の尊属でもある遺言者の配偶者の身体に危害を加えたとき。③卑属が故意に遺言者またはその配偶者に対する軽犯罪以外の犯罪につき有罪となったとき。④卑属が、遺言者を扶養すべき法による義務を背信的に怠ったとき。⑤卑属が遺言者の意思に反して不

誠実または不道徳的な生活を営むとき。遺言者が死亡した時に卑属が不誠実または不道徳的な生活を確実に停止していたときは、第 5 号の事由による廃除は、その効力を生じない。

(卑属のための事由)

第1841条 遺言者は、前条第 1 号、第 3 号および第 4 号に規定する事由のいずれかが存するときは、その親を廃除することができる。

(配偶者のための事由)

第1842条 遺言者は、死亡した時に、配偶者の責めに帰すべき事由に基づき離婚の訴えを提起する権利を有したときは、その配偶者を廃除することができる。

(事由の存在時期)

第1843条 廃除の事由は、遺言を作成した時に存在し、かつ、遺言のその記載をしたものでなければならない。

廃除があった旨を主張する者は、その事由を証明しなければならない。

(容赦)

第1844条 廃除の権利は、容赦により消滅する。廃除についての定めをした後に容赦をしたときは、廃除は、その効力を生じない。

(福利のための廃除)

第1845条 遺留分権利者である卑属が浪費癖を有し、または多数の負債を抱えているときは、遺言者は、遺言により、その卑属に、各々の法定相続分に応じた割合でその遺留分を取得させ、その遺留分を管理する遺言執行者を選任し、またはその双方を定めることができる。

遺言においては、前項の定めをする事由を記載し、かつ、遺留分権利者の生計についての配慮をしなければならない。遺言に当該定めがある旨を主張する者は、その事由を証明しなければならない。

遺言者が死亡したときに当該事由がない場合には、当該定めは、その効力を生じない。